

「外国人雇用状況」の届出状況まとめ【本文】

(令和4年10月末現在)

I 趣旨

外国人雇用状況の届出制度は、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律に基づき、すべての事業主に対して、外国人労働者の雇入れ・離職時に、氏名、在留資格、在留期間などを確認し、厚生労働大臣（ハローワーク）へ届け出ることを義務付けており、ハローワークは当該届出に基づいて、事業主に対する外国人労働者の雇用管理改善や再就職支援などの指導・助言などを行っている。

なお、届出対象となるのは、事業主に雇用される外国人労働者（特別永住者、在留資格「外交」・「公用」の者を除く。）であり、今回公表の数値は、令和4年10月末時点の届出件数を集計したものである。

II 届出状況のまとめ

1 外国人を雇用する事業所及び外国人労働者の状況

(1) 令和4年10月末現在、外国人を雇用する事業所数は298,790所、外国人労働者数は1,822,725人であり、令和3年10月末現在の285,080所、1,727,221人に比べ、13,710所、95,504人増加している。

外国人を雇用する事業所数及び外国人労働者数ともに、届出が義務化された平成19年以降、過去最高を更新した。対前年増加率は、事業所数で4.8%と前年6.7%から1.9ポイントの減少、外国人労働者数で5.5%と前年0.2%から5.3ポイント増加している。

産業別外国人労働者数をみると、「製造業」が最も多く、全体の26.6%を占める。対前年増加率をみると、「医療、福祉」が28.6%となっている。【図1-1、図9-1、別表2、別表4、参考-1、参考-6】

図 1-1 在留資格別外国人労働者数の推移

(単位：千人)

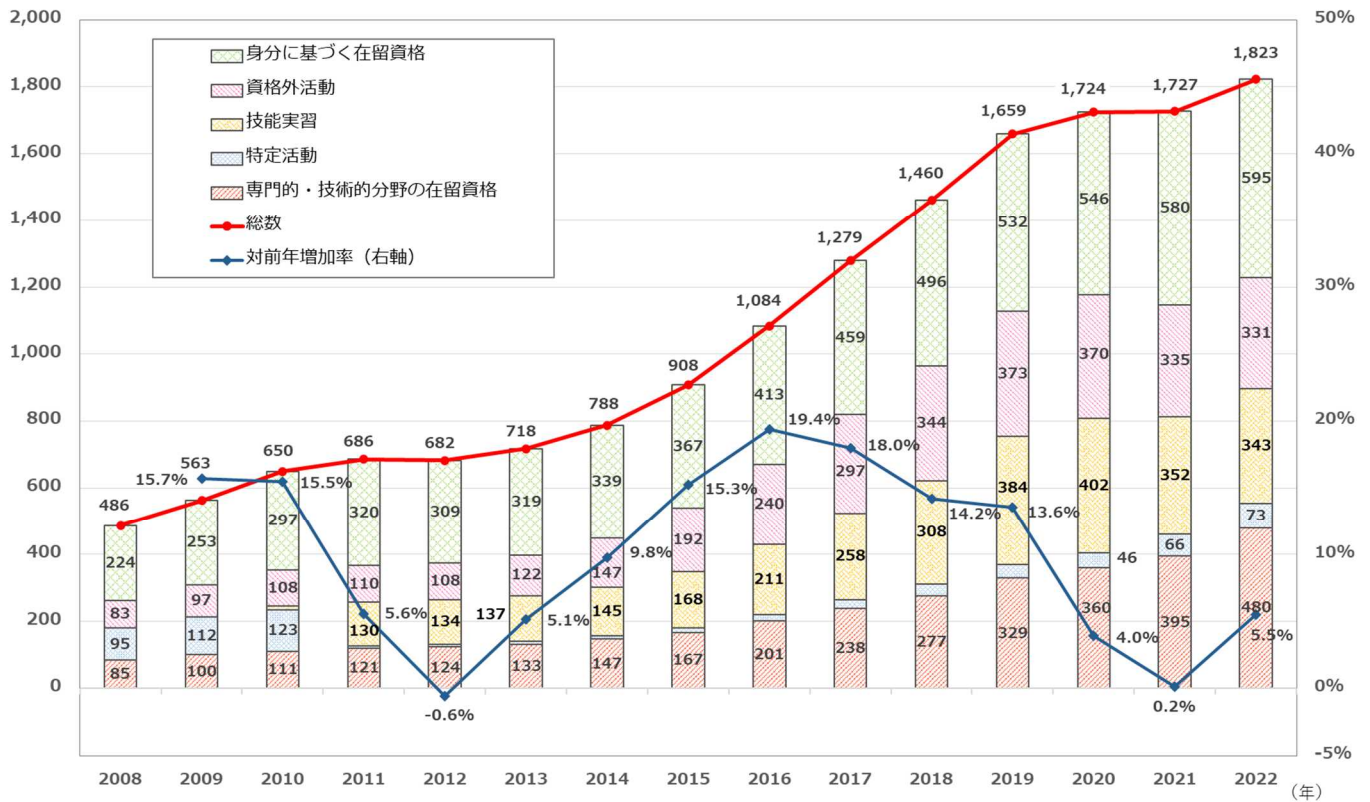
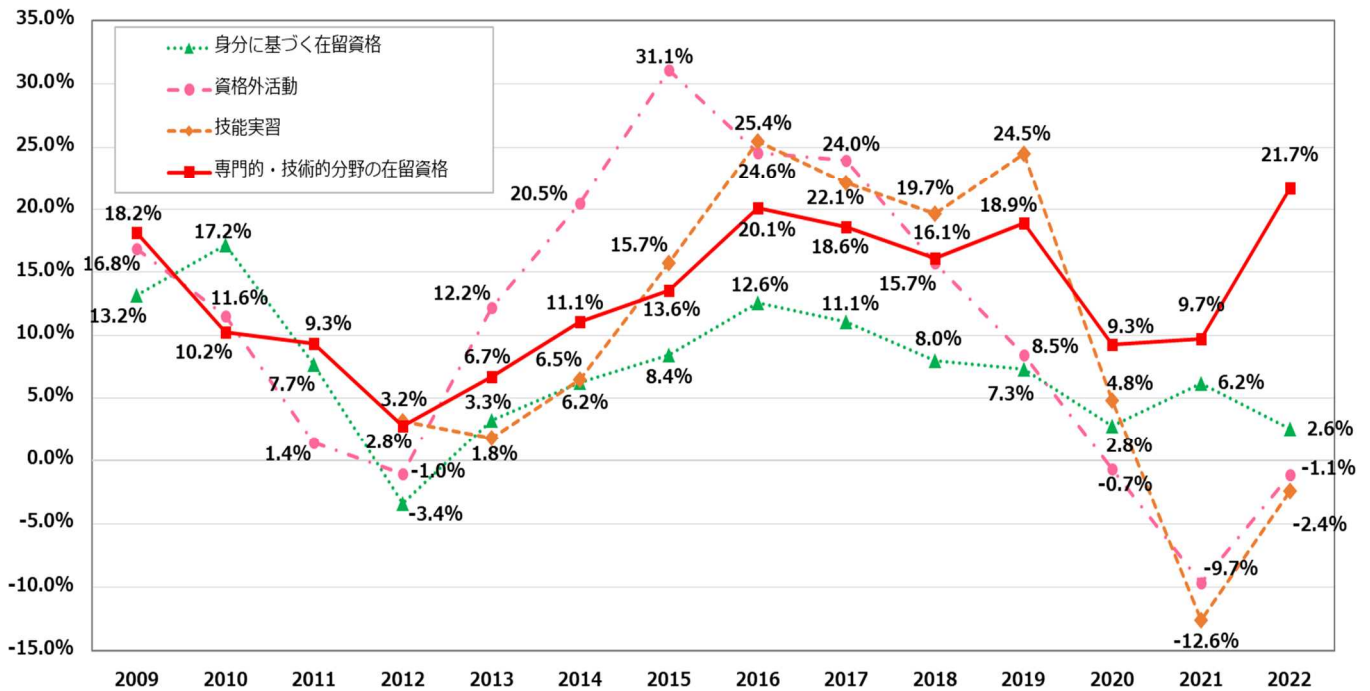


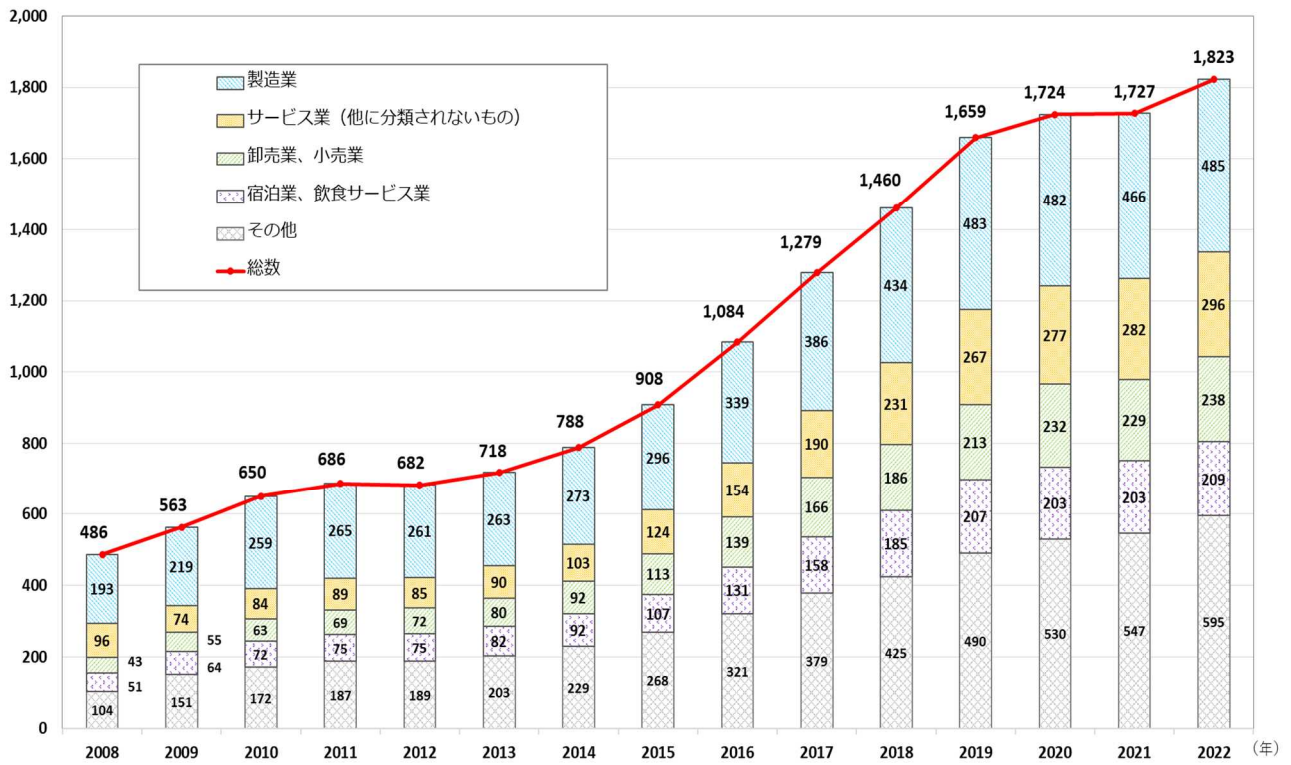
図 1-2 主な在留資格の外国人労働者数対前年増加率の推移

(対前年増加率)



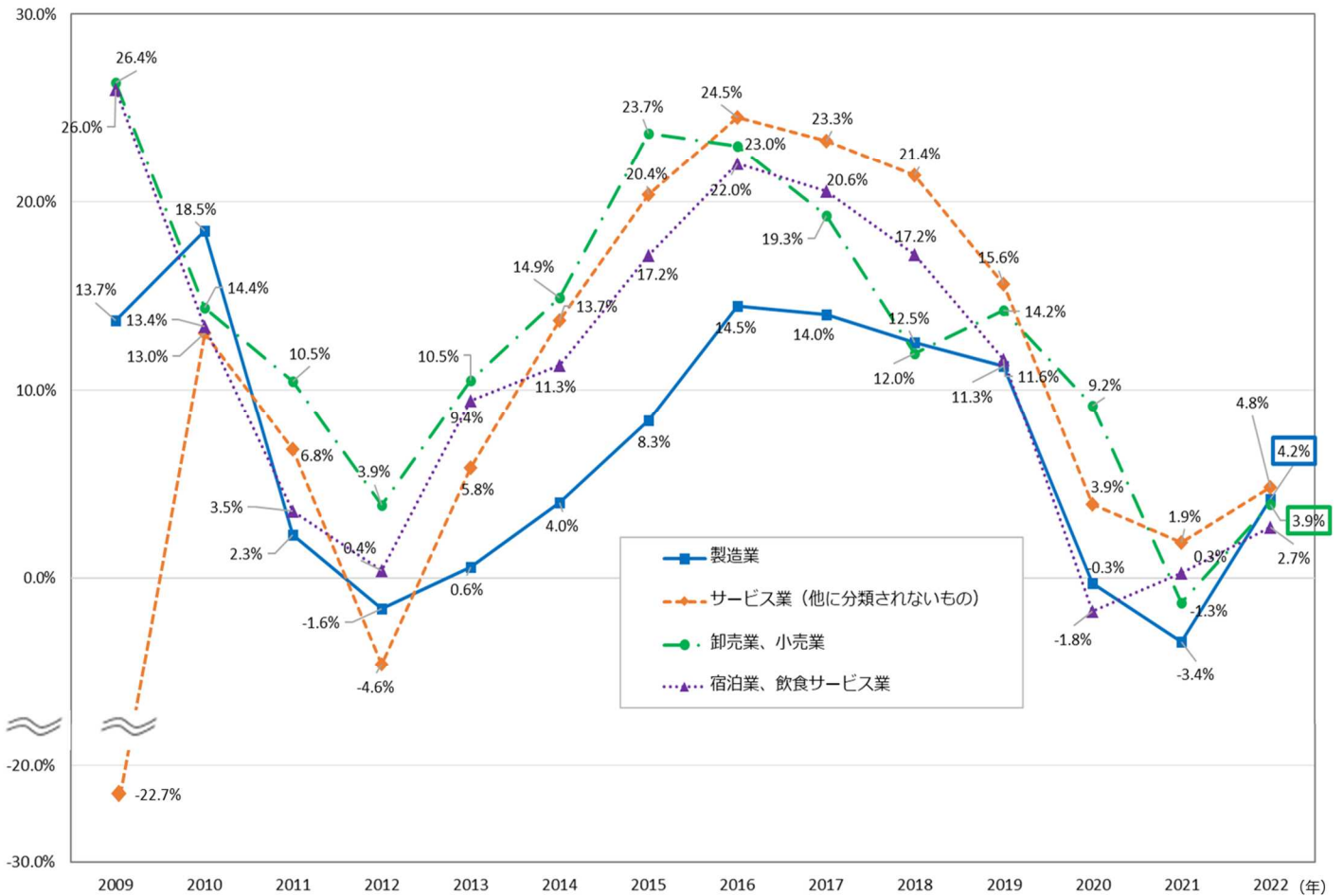
(単位：千人)

図2-1 産業別外国人労働者数の推移



(対前年増加率)

図2-2 主な産業の外国人労働者数対前年増加率の推移



(2) また、このうち、労働者派遣・請負事業を行っている事業所数は 19,290 所、当該事業所で就労する外国人労働者数は 350,383 人であり、それぞれ事業所数全体の 6.5%、外国人労働者数全体の 19.2%となっている。前年比では、64 所 (0.3%)、6,851 人 (2.0%) 増加している。【別表 2、参考-1】

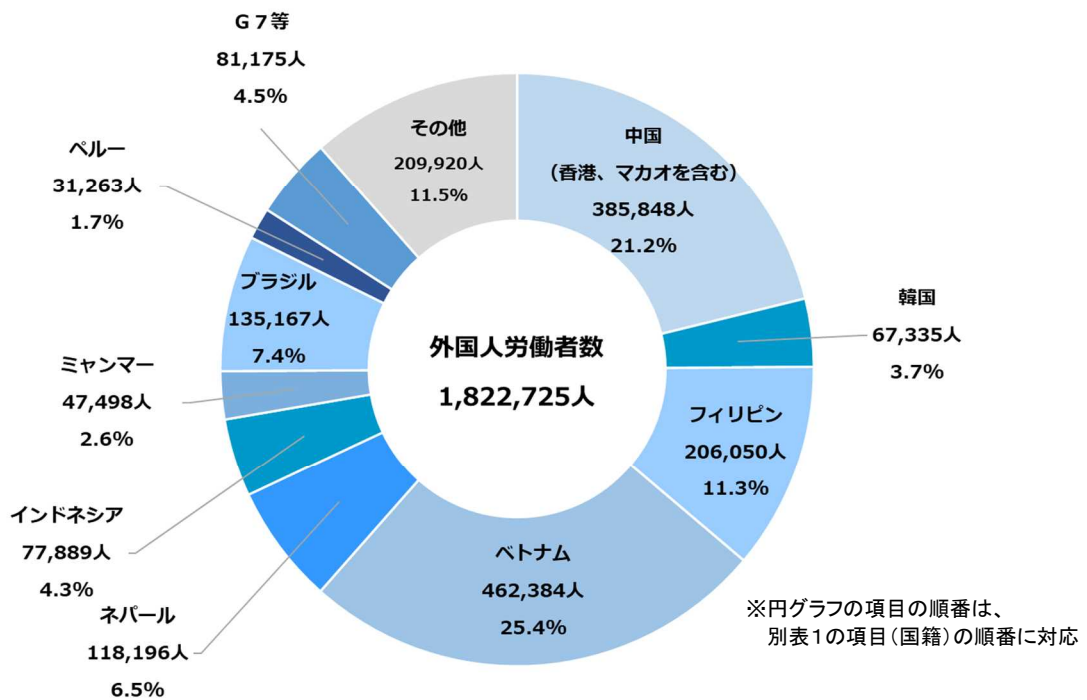
2 国籍別・在留資格別の外国人労働者の状況

(1) 外国人労働者数を国籍別にみると、ベトナムが最も多く 462,384 人 (外国人労働者数全体の 25.4%) であり、次いで、中国 385,848 人 (同 21.2%)、フィリピン 206,050 人 (同 11.3%) の順となっている。

対前年増加率が高い主な 3 か国をみると、インドネシアが 25,079 人 (47.5%)、ミャンマー 12,997 人 (37.7%)、ネパール 19,936 人 (20.3%) 増加している。

一方、中国は前年比で 11,236 人 (2.8%) 減少し、韓国が 303 人 (0.4%)、ペルーが 118 人 (0.4%) それぞれ減少している。【図 3、別表 1、参考-4】

図 3 国籍別外国人労働者の割合



(2) 外国人労働者数を在留資格別にみると、「身分に基づく在留資格¹」が最も多く 595,207 人 (外国人労働者数全体の 32.7%) であり、次いで、「専門的・技術的分野の在留資格²」が 479,949 人 (同 26.3%)、「技能実習」が 343,254 人 (同 18.8%) となっている。

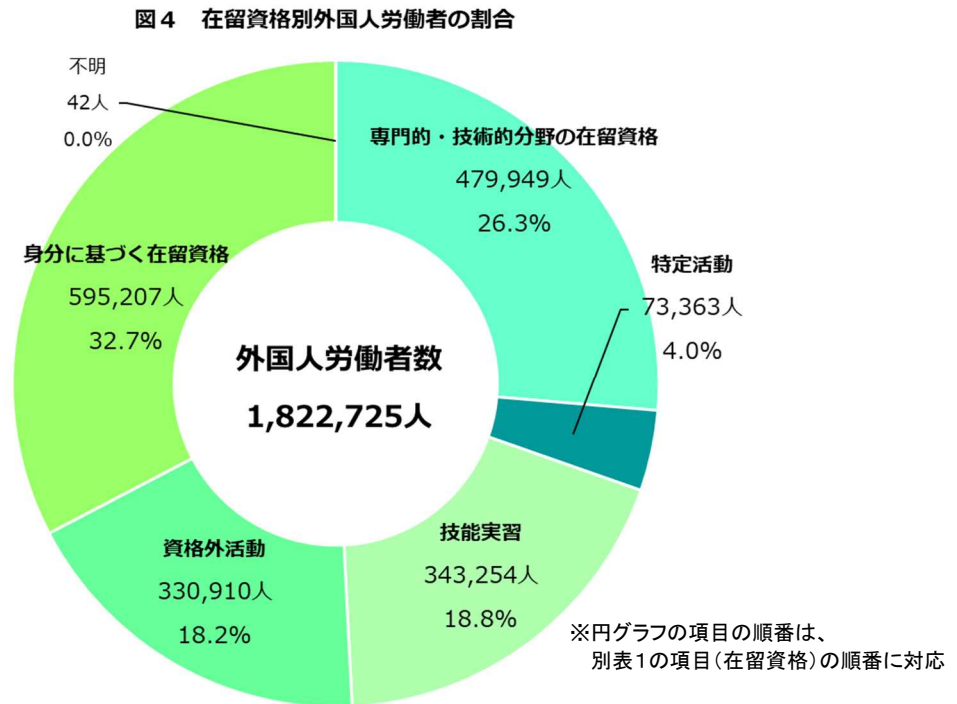
¹ 「身分に基づく在留資格」には、「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」が含まれる。

² 「専門的・技術的分野の在留資格」には、「教授」、「芸術」、「宗教」、「報道」、「高度専門職 1 号・2 号」、「経営・管理」、「法律・会計業務」、「医療」、「研究」、「教育」、「技術・人文知識・国際業務」、「企業内転勤」、「介護」、「興行」、「技能」、「特定技能」が含まれる。

前年比では「専門的・技術的分野の在留資格」が 85,440 人 (21.7%) 増加し、「特定活動³」は 7,435 人 (11.3%) 増加している。

一方、「資格外活動」のうち「留学」は前年比で 8,958 人 (3.3%) 減少しているほか、「技能実習」についても 8,534 人 (2.4%) 減少している。【図 4、別表 1、参考-5】

なお、「専門的・技術的分野の在留資格」のうち、平成 31 年 4 月に創設された在留資格「特定技能」の外国人労働者数は 79,054 人⁴となっている。【別表 9】



(3) 外国人労働者数を国籍別・在留資格別にみると、ベトナムでは「技能実習」が 39.6%、次いで「専門的・技術的分野の在留資格」が 25.8%となっている。

中国では「専門的・技術的分野の在留資格」が 34.5%、「身分に基づく在留資格」が 33.7%となっている。

フィリピンでは「身分に基づく在留資格」が 70.0%、「技能実習」が 15.6%となっている。

ブラジル、ペルー、韓国では「身分に基づく在留資格」が最も高い割合となっており、それぞれ 98.9%、98.8%、44.3%となっている。

インドネシアとミャンマーでは「技能実習」がそれぞれ 55.4%、35.5%となっており、ネパールでは「資格外活動」のうち「留学」が 39.6%となっている。

³ 在留資格「特定活動」に該当する活動には、外交官等の家事使用人、ワーキング・ホリデー、経済連携協定に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者等が含まれる。

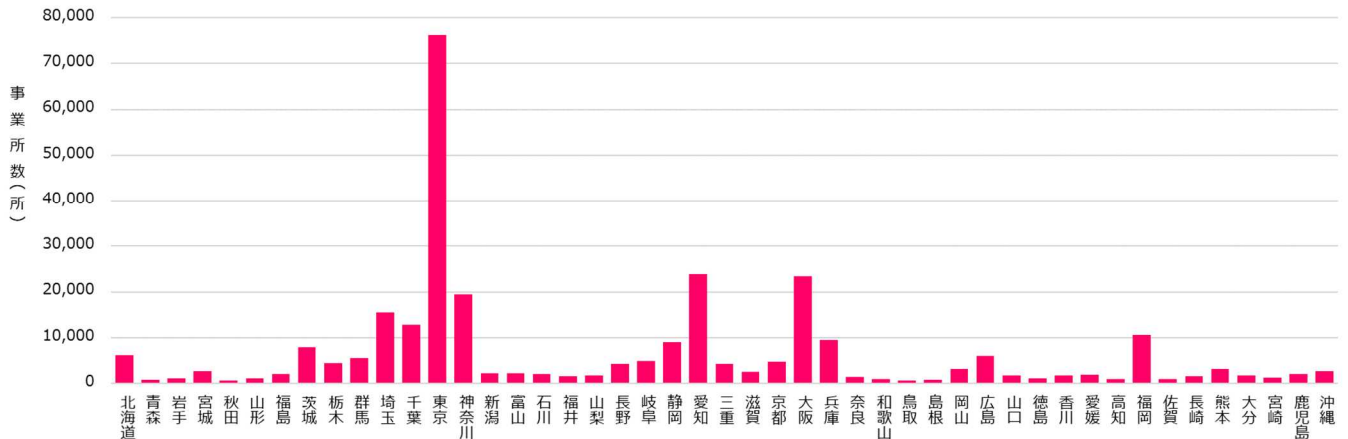
⁴ 在留資格が「技能実習」から「特定技能」へ移行しても、離職を伴わずに、同一の事業主に引き続き雇用される場合には、外国人雇用状況届出の提出が義務付けられていないことに留意が必要。

G7等⁵では「専門的・技術的分野の在留資格」が55.8%となっている。【別表1】

3 都道府県別・産業別・事業所規模別の外国人を雇用する事業所の状況

(1) 外国人を雇用する事業所数の都道府県別の割合をみると、東京が25.5%、愛知が8.0%、大阪が7.8%となっている。【図5、別表2】

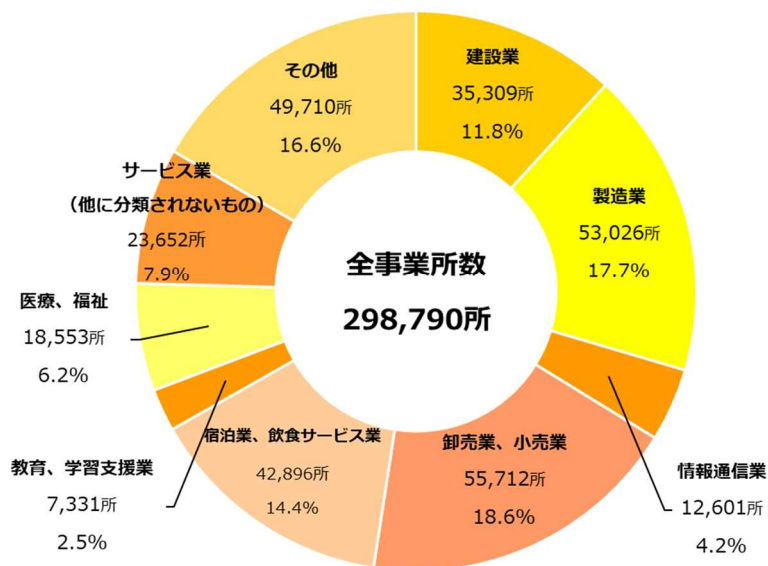
図5 都道府県別外国人雇用事業所数



また、都道府県別の対前年増加率をみると、長崎が12.2%、高知が11.4%、大分が10.5%となっている。一方で、鳥取では-3.8%、香川では-2.7%と減少している。【参考-7】

(2) 外国人を雇用する事業所数の産業別の割合をみると、「卸売業、小売業」が18.6%、「製造業」が17.7%、「宿泊業、飲食サービス業」が14.4%となっている。【図6、別表4】

図6 産業別外国人雇用事業所の割合

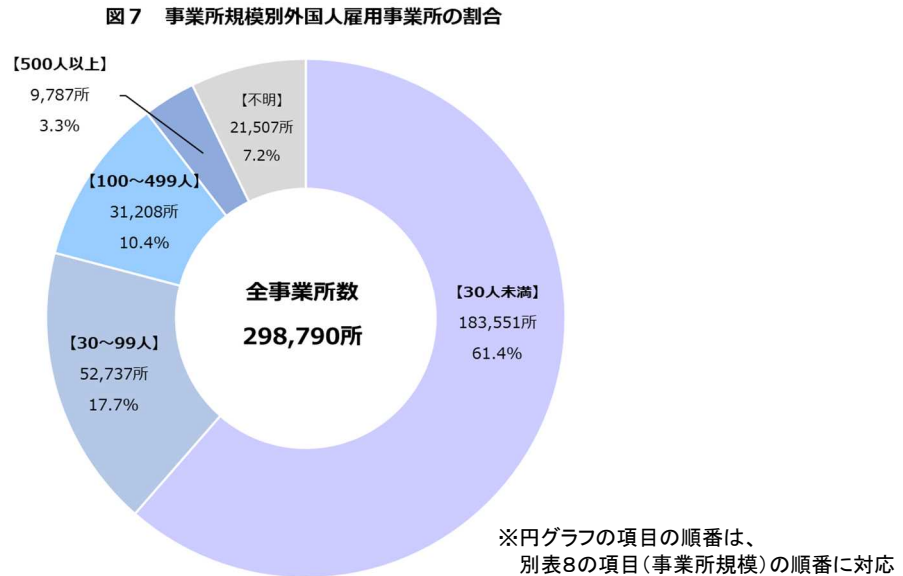


※円グラフの項目の順番は、別表4のうち主な項目(産業)の順番

⁵ G7等とは、フランス、アメリカ、イギリス、ドイツ、イタリア、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、ロシアをいう。

(3) 外国人を雇用する事業所数を事業所規模別にみると、「30人未満」規模の事業所が最も多く、事業所数全体の61.4%となっている。

外国人を雇用する事業所数はいずれの規模においても増加しており、「30人未満」規模の事業所が前年比で5.4%増と、最も高い増加率となっている。【図7、別表8、参考-3】

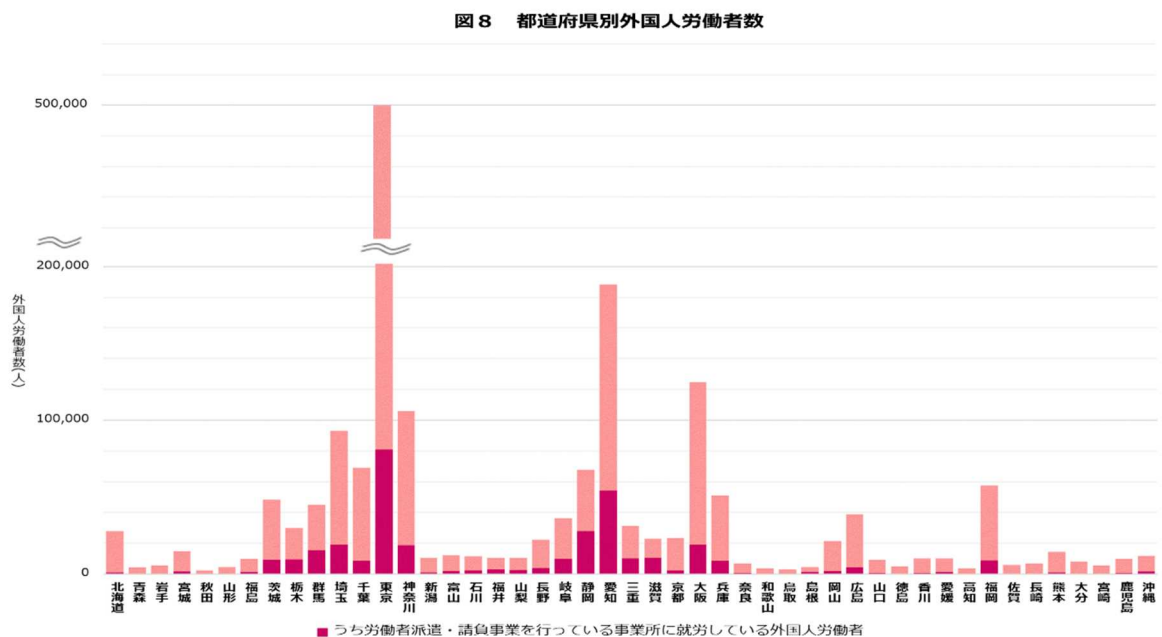


4 都道府県別・産業別・事業所規模別の外国人労働者の状況

(1) 外国人労働者数の都道府県別の割合をみると、東京が27.4%、愛知が10.4%、大阪が6.8%となっている。

また、都道府県別の対前年増加率をみると、長崎が20.2%、大分が14.6%、山梨が13.3%と増加している。一方で、群馬では-2.9%と減少している。

都道府県別に労働者派遣・請負事業を行っている事業所に就労している外国人労働者数をみると、滋賀が45.3%、静岡が41.1%、群馬が34.1%となっている。【図8、別表2、参考-7】



(2) 外国人労働者数を都道府県別・在留資格別にみると、「専門的・技術的分野の在留資格」の割合が高いのは、東京 36.7%、京都 32.9%、沖縄 32.3%となっており、「技能実習」の割合が高いのは、宮崎 58.7%、高知 55.8%、愛媛 54.7%となっている。

「資格外活動」の割合が高いのは、福岡 36.1%、宮城 33.6%、佐賀 29.2%、「身分に基づく在留資格」の割合が高いのは、静岡 56.3%、滋賀 53.3%、愛知 48.0%となっている。【別表 3】

(3) 外国人労働者数の産業別の割合をみると、「製造業」が 26.6%、「サービス業（他に分類されないもの）」が 16.2%、「卸売業、小売業」が 13.1%となっている。【図 9-1、別表 4】

また、産業別に労働者派遣・請負事業を行っている事業所に就労している外国人労働者数をみると、「製造業」では 69,122 人（同産業の外国人労働者数全体の 14.2%）、労働者派遣業を含む「サービス業（他に分類されないもの）」では、204,556 人（同 69.2%）となっている。【図 9-2、別表 4】

図 9-1 産業別外国人労働者数の割合

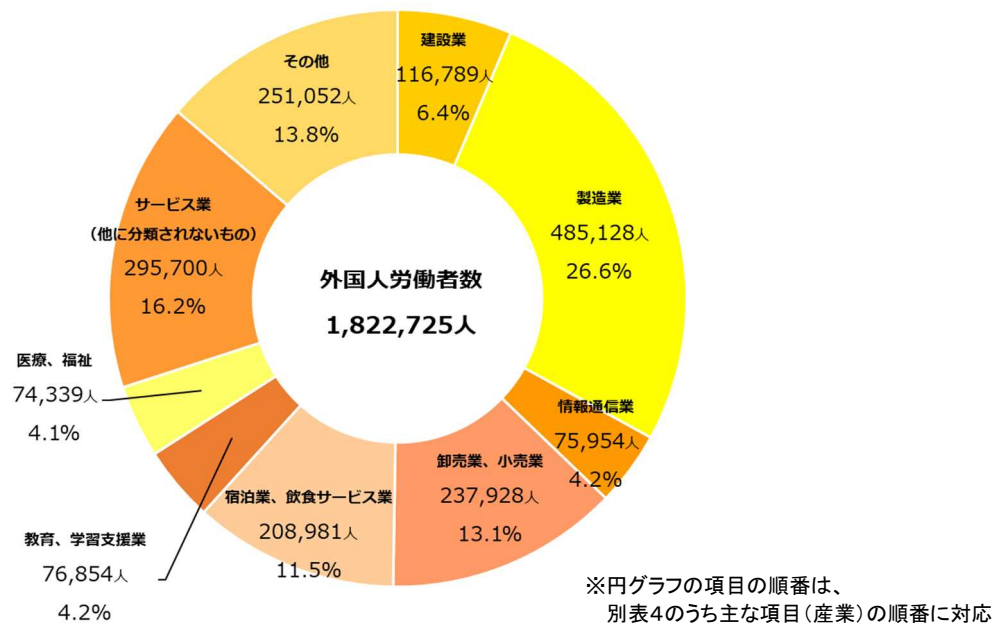
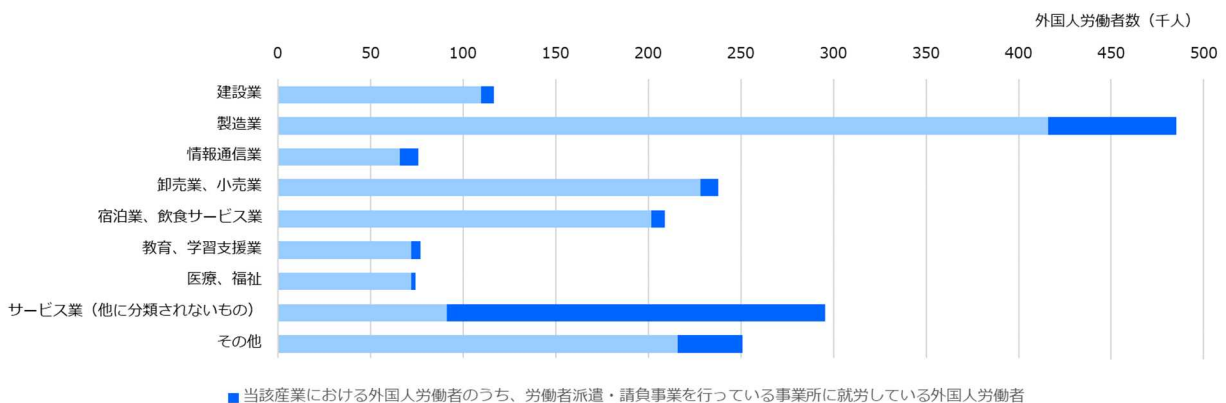


図 9-2 労働者派遣・請負事業を行っている事業所に就労している外国人労働者の産業別状況



(4) 外国人労働者数を都道府県別・産業別にみると、多くの地域で「製造業」の割合が高く、特に愛媛では「製造業」が54.7%となっている。【別表5】

在留資格別・産業別にみると、「専門的・技術的分野の在留資格」では、「製造業」22.4%、「卸売業、小売業」13.7%、「情報通信業」及び「サービス業（他に分類されないもの）」がともに11.8%となっている。また、「技能実習」では、「製造業」が48.9%となっている。「身分に基づく在留資格」では、「製造業」が27.6%、「サービス業（他に分類されないもの）」が24.7%となっている。【別表6】

国籍別・産業別にみると、ブラジル、ベトナム、インドネシア、ペルー、フィリピン、ミャンマーでは、「製造業」が最も高い割合となっており、それぞれ39.3%、37.0%、35.8%、35.5%、33.5%、24.4%となっている。中国、韓国では「卸売業、小売業」がそれぞれ20.8%、19.8%、ネパールでは「宿泊業、飲食サービス業」が29.5%、G7等では「教育、学習支援業」が37.6%と最も高い割合となっている。

国籍別に労働者派遣・請負事業を行っている事業所に就労している外国人労働者数の割合をみると、ブラジルとペルーで割合が高く、それぞれ52.8%、41.6%となっている。【別表7】

(5) 外国人労働者数を事業所規模別にみると、「30人未満」規模の事業所で就労する者が最も多く、外国人労働者数全体の35.8%となっている。【図10、別表8】

